

# 健康づくり関係4計画改定のポイント

## 1 計画の位置づけ、根拠

- ◇ 県民の健康寿命が延伸し、全ての世代が生き生きと暮らすことのできる「健康立県」の実現を目指した健康づくり計画
- ◇ 「新潟県総合計画」等、上位計画における施策目標を具体的に進めるための個別計画
- ◇ 法令に基づく都道府県計画
  - ※ 根拠法令
    - 「健康にいがた21」 : 健康増進法第8条第1項
    - 「新潟県食育推進計画」 : 食育基本法第17条
    - 「新潟県歯科保健医療計画」 : 歯科口腔保健の推進に関する法律第13条、新潟県歯科保健推進条例第9条
    - 「新潟県がん対策推進計画」 : がん対策基本法第12条第1項

## 2 計画の期間及び改定のポイント

健康にいがた21	8年(R7~R14)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活習慣の改善及び生活習慣病の発症・重症化予防の取組強化</li> <li>○ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり施策を展開するとともに、新たに「女性の健康」に着目した取組を充実</li> <li>○健康経営の推進など健康づくりに取組める環境整備の促進</li> </ul>
新潟県食育推進計画	新潟県総合計画の期間(R7~R14)に合わせる。R10に中間評価を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本県の食生活や豊かな農林水産物を活かした食育を推進</li> <li>○若い世代からの望ましい食生活の実践につながる取組を推進</li> </ul>
新潟県歯科保健医療計画		<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分の歯・口腔の健康を自分で守るための行動変容の支援</li> <li>○ライフコースアプローチを踏まえた歯・口腔の健康づくりの推進</li> <li>○持続可能な歯科保健医療提供体制の構築等の社会環境の整備</li> </ul>
新潟県がん対策推進計画	5年(R7~R11) 県地域保健医療計画(R6~R11)の終期に合わせる。R12から同計画と一体的に策定予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○予防、医療、がんとの共生の3本柱を基本にこれらを支える基盤を整備</li> <li>○医療圏ごとの拠点病院等の整備など地域特性に応じた取組の重点化</li> <li>○健康にいがた21及び地域保健医療計画など他の関連計画との調和を確保</li> </ul>